

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	42	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>昭和57年度から平成23年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置(事務所及び宿舍の用に供するものを除く)を5年間延長する。</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条の第10項 地方税法施行令附則第11条第16項 〕	
減収見込額	(初年度) - (▲951) (平年度) - (▲1,303) (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。特に、沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄における電気事業については、以下に述べる構造的不利性等の理由により、電力料金は他社より割高であり、また年間の平均停電回数は他社平均に比べ多い等、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況にある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難 2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入が困難 3) 供給区域に多数の離島（東西1000km、南北400km）を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コスト <ul style="list-style-type: none"> ・離島だけで11の系統に分断される等、設備形成面で非効率 ・また、その規模も極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡 4) 沖縄自身が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持つ必要 5) 地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要 <p>こうした構造的不利性等を踏まえると、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準の確保には、法律上規定されている政策的支援措置の実施が必要不可欠である。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策名：資源エネルギー・環境政策																	
	政策の達成目標	電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	昭和57年～平成29年まで（5年間の延長）																	
	同上の期間中の達成目標	措置期間中の沖縄振興のための電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保する。																	
政策目標の達成状況	<p>本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれておらず、県民負担の軽減に繋がっている。</p> <p>○沖縄電力(株)の料金改定率の推移： 昭和63年1月 ▲19.62%、平成元年4月 ▲2.79%、 平成8年1月 ▲5.96%、平成10年2月 ▲3.72%、 平成12年10月 ▲3.78%、平成14年10月 ▲5.79%、 平成17年7月 ▲3.27%、平成18年7月 ▲3.24%、 平成20年9月 ▲0.45%</p>																		
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者：1社（沖縄電力（株））																	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれておらず、電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成22年度における一般家庭のモデルケース（300kWh/月）では月額約36円の負担軽減の効果がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18 (実績)</th> <th>H19 (実績)</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万kWh)</td> <td>7,376</td> <td>7,491</td> <td>7,476</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.14</td> <td>0.13</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力（株）より聴取。 ※影響額は、減収額／販売電力量により算出。</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きく、現在よりも活動水準を下げるなどといったことも考えられることから、措置を継続することが重要である。</p>	年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	販売電力量 (百万kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521	影響額 (円/kWh)	0.14	0.13	0.12	0.12
年度	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)														
販売電力量 (百万kWh)	7,376	7,491	7,476	7,478	7,521														
影響額 (円/kWh)	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>沖縄振興特別措置法に基づく支援措置として、以下の2つの支援措置あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例（※沖縄県）（地方税・法人事業税等） 引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税（石油石炭税） 																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>—</p> <p>当措置が、沖縄振興特別法（以下、法）第63条を基礎としている一方で、「産業高度化地域における新規に設備を取得した場合の課税の特例」は、法第65条第1項に基づいた措置であること、及び沖縄県の産業全体の集積・高度化を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。また、「引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税」は、法第65条第2項に基づく措置であり、政策的に一定の類似性が見られるものであるが、本土と比して電源構成が特</p>																	

		<p>殊とならざるを得ないことに鑑み、そのための負担の軽減を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。なお、電気料金は省令に基づき算定されており、本措置による固定資産税の軽減額分については料金原価に織り込まれておらず、電気料金の低減に寄与しており、県民の負担軽減に繋がっている。</p>
	<p>ページ</p>	<p>—</p>

		(単位：百万円)				
税負担軽減措置等の適用実績		H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)
		軽減額	1,053	1,014	990	949
※数値は沖縄電力（株）より聴取。						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置による固定資産税の軽減分については、電気料金の料金原価に織り込まれておらず、結果として県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成22年度における一般家庭のモデルケース（300kWh/月）では月額約36円の負担軽減効果がある。					
前回要望時の達成目標	沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標に関しては概ね達成している。					
これまでの要望経緯	昭和57年 創設 昭和60年 2年間の延長 昭和62年 5年間の延長 平成4年 5年間の延長 平成9年 5年間の延長 平成14年 5年間の延長 平成18年 5年間の延長					
ページ	—					